

京都市立山科中学校 部活動運営方針

1. 位置づけ

生徒の自主的な集団による実践活動により、生徒会の組織に属する。文化・体育の部を設け、運営面では文化、体育両委員会と関連を持ち顧問会の指導を受ける。

2. 成立条件

- ①効果的な活動をおこなうための生徒数（顧問会で決める）を必要とし、顧問がいる場合において、職員会議と生徒評議会で認められたときに成立する。
- ②生徒数が満たなくなったときは休部とし、満たされたときに復活する。ただし、休部が3年以上続くとき、これを廃部とする。部の新設については職員会議と評議会の決議で同好会から昇格する。

3. 入退部

- ①入部は原則として1人1部に限る。
- ②入退部は生徒の自由意志にもとづき、保護者の承認と担任の先生の許可を得た上で顧問の承認を得なければならない。

4. 運営

部活動の運営を円滑にするために次の会合を開くことができる。
顧問長が各部の部長・キャプテンを招集し、大会予定、結果などの部に関わることを審議・交流する。

5. 活動時間	通年	17時00分完全下校
	春季、夏季、冬季休業期間	17時00分完全下校

注1：午前中授業日は原則として、顧問の付き添い指導を必要とする。

- 2：長期休業中の活動については、別に定める。
- 3：夏・冬季休業中の学校閉鎖日は部活動を停止する。
- 4：式関係（入学式、卒業式）、学校行事関係（体育祭、合唱コンクール、文化祭、修学旅行等の校外学習）の当日も原則として活動を停止する。活動する場合は、顧問が電子メール又は、C4thの掲示板で他の教職員に連絡をする。その場合も、原則として中体連、連盟・協会主催の公式戦1週間前に限る。
- 5：早朝練習は禁止する。
- 6：土、日・祝日の活動については、原則として9時から17時とする。
- 7：学期中においては週に2回は休みを設ける。（原則平日1日、土日1日）長期休業中においても学期中に準じて休養日を設定する。また、オフシーズンの設定も検討する。
- 8：平日の活動は2時間程度、休日の活動は3時間程度とする。
- 9：部費を徴収する場合、保護者へ年度当初に説明し承諾を受けると共に年度末には決算報告をして承認を受けること。

6. ミーティング教室

- (1) 原則として、顧問が担任している教室をその部のミーティングルームとする。顧問が担任をしていない場合は、別に定める。
- (2) ミーティングをする際は、必ず顧問が付き添うこと。
- (3) 使用後は、整理整頓をしっかりと行うこと。

注：教室の美化、校舎の施錠・管理などは、ミーティングに使用した部活動顧問が責任をもって行う。

7. その他

- (1) 天候やグランド等の状態が悪い場合は屋内等に活動場所を変更することがある。
- (2) 用具や道具、クラブボックス等の使用については大切に、丁寧に扱うこと。
- (3) 活動の後始末をきちんと終え、完全下校の時間を守ること。
- (4) キャプテン会議を適宜開催し、生徒にとって主体的で意欲的な活動となるように支援すること。